

○坂城町商業店舗利活用補助金交付要綱

平成28年3月31日告示第19号

改正

令和4年3月24日告示第19号

坂城町商業店舗利活用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、坂城町における商業地域の活力と賑わいを創出し、町内の経済の活性化を図るため、空家等を店舗の出店のために改修・増改築工事をしたときに要した費用又は既に町内で商業を営む店舗等の改修・増改築工事をしたときに要した費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和51年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 町内に存する空家、空店舗、空倉庫等をいう。
- (2) 店舗等 店舗、事務所等の用に供される施設をいい、倉庫、車庫等は含まないものとする。
- (3) 商業 卸売業、サービス業、小売業、飲食業等をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業を除く。
- (4) 事業者 新たに商業店舗を出店する法人若しくは個人事業主又は既に町内にて商業を営む法人若しくは個人事業主をいう。
- (5) 対象工事 次のいずれの要件も満たす改修・増改築工事をいう。
 - ア 新たに商業店舗を出店する法人若しくは個人事業主又は既に町内にて商業を営む

法人若しくは個人事業主により施工される工事であること。

イ 他の制度による補助金等の交付の対象となっている工事でないこと。

ウ 法令に違反する工事でないこと。

(6) 対象経費 補助金の交付の対象となる経費をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれも満たすものとする。

(1) 空家等を活用し又は既存の店舗等を改修・増改築することにより、町の商業活性化に寄与する事業者であること。

(2) 町税等の滞納がないこと。

(3) 坂城町商工会の推薦を受けた事業者であること。

(4) 過去に同一の店舗等に係るこの要綱の補助金の交付を受けていないこと。

(対象経費及び補助金の交付額)

第4条 対象経費は、対象工事に要する経費のうち、次に掲げる経費を除くものとする。

(1) 居住部分及び直接顧客と対面して使用することのない部分に係る改修・増改築工事に要する経費

(2) 補助対象事業の実施に伴い購入する家電製品、家具等の物品の購入費用

(3) 工事に係る設計費等

(4) その他町長が補助対象経費として適当でないと認める経費

2 対象経費の補助金の交付額は、次のとおりとする。

(1) 補助率は、対象経費の3分の2以内とし、50万円を限度とする。

(2) 前号の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、坂城町商業店舗利活用補助金交付申請

書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出するものとする。

- (1) 改修・増改築工事の見積書
- (2) 工事着工前の状態を撮影した写真
- (3) 対象となる空家等の位置図
- (4) 工事内容を明らかにする書類、図面、仕様書等
- (5) 町税を滞納していないことを証明する書類
- (6) 増改築工事で、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づき確認済証の交付を受けたものについては、確認済証の写し
- (7) 町の他の補助金又は他の公共機関の補助金の対象工事がある場合は、交付申請書又は交付決定書の写し
(交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、内容を審査し、補助金の交付を決定したときは坂城町商業店舗利活用補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないものと決定したときは坂城町商業店舗利活用補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（変更承認申請書等）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、次に掲げる申請書に必要な書類を添付して町長に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき坂城町商業店舗利活用補助事業変更承認申請書（様式第4号）
- (2) 補助事業を中止しようとするとき坂城町商業店舗利活用補助事業中止承認申請書（様式第5号）

（変更承認決定等及び通知）

第8条 町長は、前第7に規定する申請書を受理した場合は、内容を審査し、補助金の交付の変更を決定したときは坂城町商業店舗利活用補助事業変更承認通知書（様式第6号）により、補助金の交付の中止を決定したときは坂城町商業店舗利活用補助事業中止承認通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告書）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、坂城町商業店舗利活用補助事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- （1） 改修・増改築工事の施工者との契約書及び施工者の発行した領収書の写し
- （2） 対象となる工事箇所の施工中及び施工後の状態を撮影した写真
- （3） 増改築工事で、建築基準法の規定に基づき確認済証の交付を受けたものについては、同法の規定に基づき交付された検査済証の写し
- （4） 町の他の補助金又は他の公共機関の補助金の対象工事がある場合は、当該補助金に係る実績報告書又は交付確定書の写し
- （5） その他必要な書類

2 前項に規定する報告書の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金交付額の確定）

第10条 町長は、前条第1項の規定による実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、坂城町商業店舗利活用補助金交付確定通知書（様式第9号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助金の交付を請求しようとする者は、坂城町商業店舗利活用補助金交付請求書（様式第10号）を提出しなければならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月24日告示第19号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。